

非常変災時の対応について

北海道森高等学校

1 気象に関する警報が発表された場合

(1) 次の場合は臨時休業とする。または登校時間を繰り下げる。

- ①森町地域に「気象に関する**特別警報**」が発表された場合。
- ②その他、気象状況、公共交通機関の運行状況等を勘案し、校長が判断した場合。

【確認事項】

- ◆前日に臨時休業、登校時間の繰り下げを決定した場合は、保護者宛文書を生徒に配布し、連絡する。また、「さくら連絡網」による一斉メール配信するとともに、本校ホームページにも掲載（停電時を除く）する。
- ◆当日の朝に臨時休業、登校時間の繰り下げを決定した場合は、連絡網を用いて電話連絡、または「さくら連絡網」による一斉メール配信するとともに、本校ホームページにも掲載（停電時を除く）する。
- ◆連絡が届かない、あるいはホームページを閲覧できない場合は、学校まで問い合わせる。
- ◆臨時休業、登校時間の繰り下げを実施した場合、代替措置として土曜日や長期休業期間を利用して補充授業を実施する場合がある。
- ◆臨時休業の場合、不要の外出は避け（避難を除く）、自宅学習とする。

(2) 次の場合は自宅待機（状況に応じて避難）とする。

- ①居住している地域に「気象に関する**特別警報**」、または市町村による**避難指示・避難勧告**が発表された場合。
- ②通学時に利用している公共交通機関が運休し、**代替措置がない**場合。
- ③居住している地域に**気象警報等が発表**され、気象状況や道路状況等により家庭において通学が困難であると判断した場合。
- ④居住している地域に**警報等は発表されていない**が、自宅付近の気象状況や道路状況により、家庭において通学が困難であると判断した場合。
- ⑤通学時に利用している公共交通機関が運休し、**代替措置はある**が家庭において通学が困難であると判断した場合。

【確認事項】

- ◆危険回避を最優先とする。
- ◆保護者から学校へ欠席の連絡をすること。欠席の扱いは「非常変災（自然災害）等による**出席停止等**」、または「交通障害による**出席停止等**」とする。
- ◆自宅待機の場合、不要の外出は避け（避難を除く）、自宅学習とする。また、その場合には個別に補充授業を実施することも検討する。

2 地震発生に伴い津波に関する警報等が発表された場合

(1) 次の場合は臨時休業とする。または登校時間を繰り下げる。

① **登校時間前**に森町地域に「**大津波警報**」が発表された場合。

【確認事項】

◆ 「1 気象に関する警報が発表された場合 (1)」に準じる。

(2) 次の場合は自宅待機(状況に応じて避難)とする。

① **登校時間前**に居住している地域に「**大津波警報**」が発表された場合。

【確認事項】

◆ 「1 気象に関する警報が発表された場合 (2)」に準じる。

(3) **登校後**に「**大津波警報**」が発表された場合

- ① 警報が解除されるまで、生徒は学校で待機する。
② 保護者が迎えに来てても警報が解除されるまで、生徒・保護者は学校で待機する。

(4) **登校後**に「**津波警報**」が発表された場合

- ① 公共の交通機関が運行している場合は、原則として通常どおりの下校とする。
② 公共の交通機関が運休し、**代替措置がない**場合、または生徒の自宅が「津波警報」の避難対象地域にある場合は、保護者が迎えに来るまで生徒を学校で待機させる。

3 ミサイル等の発射に伴い警報が発令された場合

(※森町地域または居住している地域に警報が発令された場合)

(1) **登校時間前**

- ① 登校を一時見合わせ、自宅待機(状況に応じて避難)とする。
② 政府による公式発表を踏まえて安全が確保された時点で、登校を再開する。
③ 状況に応じて臨時休業、または登校時間を繰り下げる場合もある。

【確認事項】

◆ 「1 気象に関する警報が発表された場合 (1)」に準じる。

◆ 「1 気象に関する警報が発表された場合 (2)」に準じる。

(2) **登下校する時間帯**

- ① 近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。
② 近くに適当な建物が無い場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
③ 公共の交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。

(3) **学校等で活動している時間帯**

- ① 警報が解除されるまで、学校等で待機(状況に応じて避難)する。

[北海道森高等学校] TEL: 01374-2-2059 FAX: 01374-2-2298

学校ホームページ: <http://www.mori.hokkaido-c.ed.jp>